

上京警察署管内:自転車指導啓発重点地区

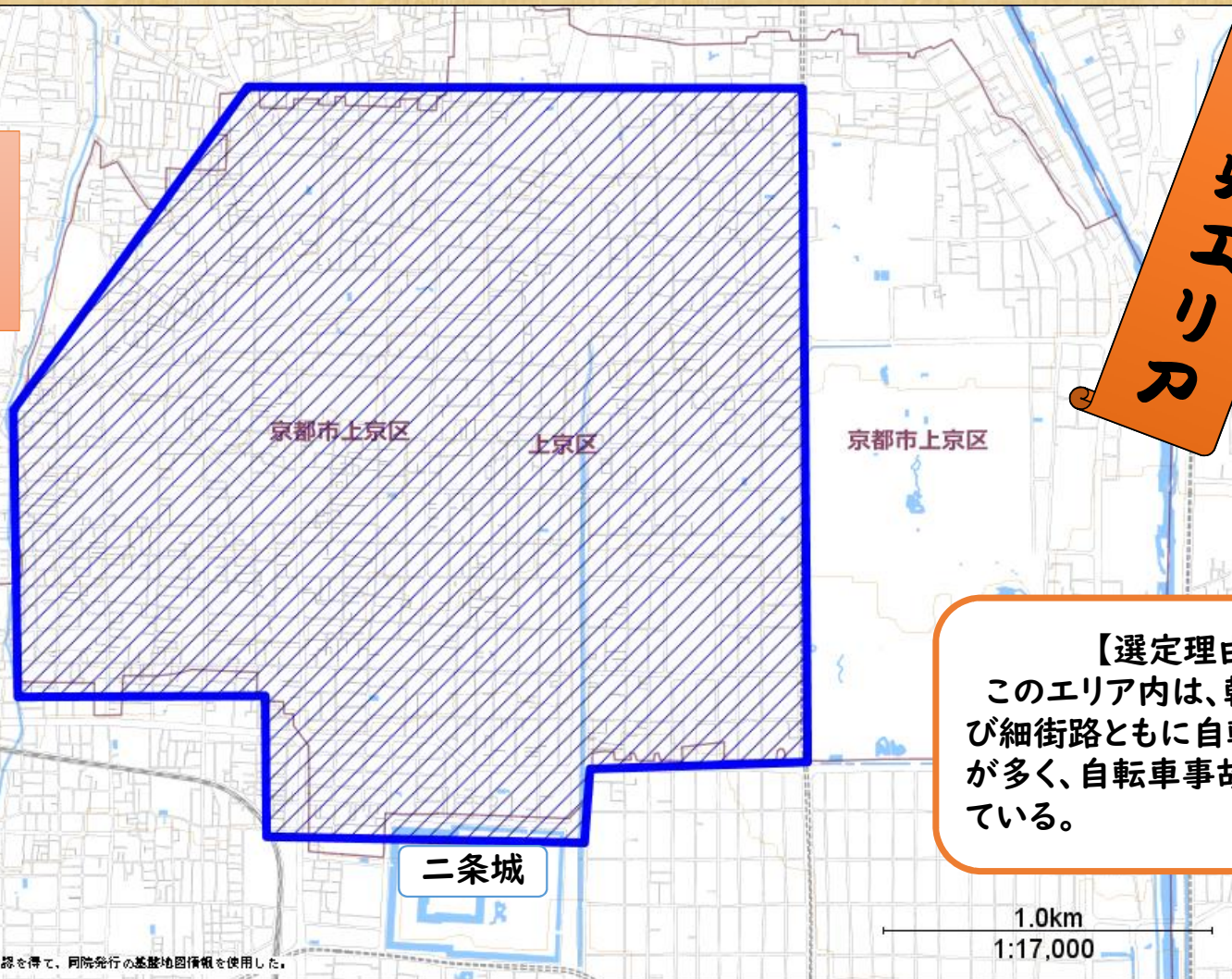
当該エリア内においては、自転車事故
(人身事故)が
78件(R3~R5)
発生しています。

手配書



指定場所一時不停止
に該当します。

このエリアに出没する妖怪
急鬼
(特徴:常に慌てており、一時停
止場所を絶対に止まらぬ。)



上京警察署管内

【選定理由】
このエリア内は、幹線道路及
び細街路ともに自転車利用
者が多く、自転車事故が多
発している。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。

自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用してね!



上京中央エリアを
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① 一時停止: 狭い道路の交差点でも交通事故が発生しています。交差点手前で必ず一時停止し、周囲の安全を確かめましょう。
- ② 左側通行: 自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。
- ③ 歩道を通行する場合: 「普通自転車の歩道通行可」の標識がある歩道を通行する場合は、直ぐに止まれるような速度で走り、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければなりません。

H. Kaga Jiro



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

上京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

当該路線においては、自転車事故(人身事故)が
5件(R3~R5)
発生しています。

手配書



信号無視に該当します。

この路線に出没する妖怪
赤無視車
(特徴:赤信号を絶対に守らな
い。「車が来ていらないのに止まる
必要な「アムン」)。)

葵橋西詰交差点

河原町通

丸太町通

河原町通

【選定理由】
主要道路であり、自転車利用者が多く自転車事故が多発している。

750m
1:13,000

自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用してね!



河原町通を
走行される方へ

この路線を自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① 信号無視: 信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ② 一時停止: 交通事故は、細街路での交差点で発生しています。一時停止の標識を見落とさず、停止線の直前で必ず一時停止しましょう。
- ③ 左側通行: 自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。

H. Kato Jiro



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。